

○那珂市保育所等整備事業費補助金交付要綱

令和3年2月26日
告示第20号

(目的)

第1条 この要綱は、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図るため、保育所等整備交付金の交付について（平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知。以下「国通知」という。）又は認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日付け27文科初第323号。以下「国要綱」という。）に規定する施設を整備する事業（以下「事業」という。）に対して、予算の範囲内で那珂市保育所等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、那珂市補助金等交付規則（平成13年那珂町規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設等)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、国通知又は国要綱により交付決定を受けた次に掲げる民間の施設及び事業所とする。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項規定する施設
- (3) 幼稚園型認定こども園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園で、認定こども園法第3条第2項第1号の施設として認定を受けている施設
- (4) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所で、認定こども園法第3条第2項第2号の施設として認定を受けている施設
- (5) 小規模保育事業所 児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う事業所

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に規定する補助基準額又は施設整備に要した費用（補助対象経費に係る実支出額と、総事業費から寄附金を除いた収入の額を控除した額を比較していずれか少ない方の額をいう。）のいずれか少ない方の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、那珂市保育所等整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することに決定したときは、那珂市保育所等整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を行う場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1） 事業の内容のうち、申請書に記載された建物等の用途を変更する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- （2） 申請書に記載された事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- （3） 申請書に基づく事業が期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- （4） 事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- （5） 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- （6） 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告しなければならない。なお、申請者が全国的に事業を展開する組織の1支部（又は1支社、1支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

（補助金の変更等）

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の申請内容を変更しようとするときは、速やかに那珂市保育所等整備事業費補助金変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更申請の内容を審査し、補助金の交付の決定を変更したと

きは、市長は、那珂市保育所等整備事業費補助金変更決定通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、当該年度の3月末日までに那珂市保育所等整備事業費補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告の提出があった場合において、当該報告に係る書類を審査し、補助金の交付内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、那珂市保育所等整備事業費補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、当該事業を完了した後に交付するものとする。ただし、市長が交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払として交付することができる。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、交付決定者が、偽りの申請又は報告その他不正な手段により補助金の交付を受けていたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（社会福祉法人に対する施設整備補助金の交付に関する要項の廃止）

2 社会福祉法人に対する施設整備補助金の交付に関する要項（平成17年那珂市告示第82号）は、廃止する。

別表（第3条、第4条関係）

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助基準額
保育所等整備事業	国通知別紙に規定する施設整備事業	国通知別表1に規定する対象経費	国通知別表2に規定する基準額に市の負担割合相当額を合算した額
認定こども園整備事業	国要綱別記の1に規定する認定こども園施設整備事業	国要綱別記の1に規定する交付対象経費	認定こども園施設整備交付金実施要領（平成27年5月21日文科科学省初等中等教育局長裁定）別表2に規定する基準額に市の負担割合相当額を合算した額

様式第1号（第5条関係）

那珂市保育所等整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

那珂市長 様

申請者
所在地
施設名
代表者

那珂市保育所等整備事業費補助金の交付を受けたいので、那珂市保育所等整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助年度	年度
区分	<input type="checkbox"/> 保育所等整備事業 <input type="checkbox"/> 認定こども園整備事業
整備区分	<input type="checkbox"/> 創設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模修繕 <input type="checkbox"/> その他（ ）
補助金申請額	円
着手（予定）	年 月 日
完了（予定）	年 月 日

添付書類

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）その他必要な書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

那珂市長

印

那珂市保育所等整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった那珂市保育所等整備事業費補助金の
交付について、那珂市保育所等整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下
記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付の条件

様式第3号（第7条関係）

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

那珂市長 様

申請者

所在地

施設名

代表者

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度那珂市保育所等整備事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、那珂市保育所等整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額 金 円
- 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無
（以下は、2で「有」の場合のみ記載してください）
- 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税・簡易課税
（以下は、3で「一般課税」の場合のみ記載してください）
- 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 金 円
- 7 添付書類
課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）等根拠となる資料

様式第4号（第8条関係）

那珂市保育所等整備事業費補助金変更申請書

年 月 日

那珂市長 様

申請者
所在地
施設名
代表者

年 月 日付け第 号で交付決定のあった那珂市保育所等整備事業費補助金について、下記のとおり変更したいので那珂市保育所等整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助年度	年度
区分	<input type="checkbox"/> 保育所等整備事業 <input type="checkbox"/> 認定こども園整備事業
整備区分	<input type="checkbox"/> 創設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模修繕 <input type="checkbox"/> その他（ ）
補助金の額	交付決定額 円
	変更申請額 円
変更理由	
変更内容	

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要な書類

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

那珂市長



那珂市保育所等整備事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった那珂市保育所等整備事業費補助金の
変更について、那珂市保育所等整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下
記のとおり決定したので通知します。

記

1 変更の内容

2 変更前の補助金の額 円

3 変更後の補助金の額 円

4 増 減 額 円

5 交付の条件

様式第6号（第9条関係）

那珂市保育所等整備事業費補助金実績報告書

年 月 日

那珂市長 様

申請者
所在地
施設名
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、那珂市保育所等整備事業費補助金について、那珂市保育所等整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助年度	年度
区分	<input type="checkbox"/> 保育所等整備事業 <input type="checkbox"/> 認定こども園整備事業
整備区分	<input type="checkbox"/> 創設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模修繕 <input type="checkbox"/> その他（ ）
精算額	円
着手	年 月 日
完了	年 月 日

添付書類

- (1) 事業収支報告書
- (2) 事業実施内訳書
- (3) 完了報告書
- (4) その他必要な書類

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

那珂市長



那珂市保育所等整備事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった那珂市保育所等整備事業費補助金の交付について、那珂市保育所等整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額

円

- 様式第1号 (第5条関係)
- 様式第2号 (第6条関係)
- 様式第3号 (第7条関係)
- 様式第4号 (第8条関係)
- 様式第5号 (第8条関係)
- 様式第6号 (第9条関係)
- 様式第7号 (第10条関係)